

契約保証金の納付等について（委託を除く契約：複数年）

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団（以下、「事業団」という。）は、契約の締結にあたり、契約保証金（契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額。以下同じ。）の10分の1以上の額）を**契約締結の日までに納付**していただくことにしております（契約金額が150万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。）。

ただし、事業団会計規則第15条に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いはこちらのとおりですが、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、**事前に保険会社の審査を必要とします**。したがって、**落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください**。

区 分	取 扱	内 容
1 契約保証金の納付	契約担当部署	落札者の方は、各年度の支払予定額が同額の契約の場合は年額相当額の10分の1以上の契約保証金（現金）を、また各年度の支払予定額が異なる契約の場合は各年度の支払予定額のうち最高額の10分の1以上の契約保証金（現金）を現金持参または銀行振込により納付してください。 また、納付までに契約保証金納付申請書を提出してください。 ・現金持参：契約担当部署 ・銀行振込：振込先は契約保証金納付申請書に記載しています。（振込手数料：落札者負担）
2 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者の方は、損害保険会社が交付した履行保証保険に係る証券を契約担当部署へ持参してください。 ※ 保険契約の締結にあたっての留意事項 ① 保証契約締結日及び証券作成日：落札日から契約締結日までの日とすること。 ② 契 約 内 容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保 険 期 間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすることを原則とする。 ただし、保険期間を履行期間の当初2か年度（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む）とし、保険期間の満了日から起算して7日前の日（当日が休日の場合は休日でない前日）までに、残余年度の履行期間を保険期間とする（2か年度を限度とする）新たな保険に加入することも認める。その後に残余年度がある場合についても同様とする。なお、保険期間の満了日が契約期間の最終日に至らない場合は、保険期間の満了日から起算して7日前の日までに新たな保険に加入すること等を誓約する誓約書を当初の履行保証保険証券の提出の際に提出すること。 ④ 保 険 金 額：上記1の契約保証金の額とすること。 ⑤ 被 保 険 者：「公益事業団法人広島原爆被爆者援護事業団 理事長」とすること。 ⑥ 保 険 契 約 者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑦ 特 約 条 項：「定額てん補」とすること。
3 契約保証金の免除申請	契約担当部署	落札者の方は、契約保証金免除申請書を契約担当部署へ持参してください。なお、 契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を満たしている必要があります 。 ・ 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体又はそれらの外郭団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（契約金額の100分の70以上）を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

※ 本書は契約保証金の納付等について一般的な事項を記載したものです。本書と個別の入札公告等に相違がある場合は、個別の入札公告等が優先します。

契約保証金納付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団理事長 様

住所(所在地)
商号又は名称
代表者職氏名

(押印不要)

件 名

契約期間

契約金額 円
(うち、消費税及び地方消費税に係る金額 円)

上記契約に対する契約保証金として次の金額を納付します。

千	百	十	万	千	百	十	円

納入種別 ☐ 現金 ☐ 銀行振込

- ※ 単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じた得た金額をもって契約金額とします。
- ※ 複数年契約の場合は、年割最高額(1年あたりの金額の最高額)をもって契約金額とします。
- ※ 納付された契約保証金は、業務等の完了後に、受注者の請求により返還します。利子につきません。
- ※ 銀行振込の場合の振込先(振込手数料:受注者負担。)

広島銀行高陽支店 普通預金 1073333
公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団 理事長
ザイ)ヒロシマゲンバクヒバクシャエンゴジギョウダンリジチョウ

出納員

契約履行実績による契約保証金の納付の免除について（委託を除く契約）

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日までに「契約保証金免除申請書」【別添 1】を契約担当部署等へ提出してください。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を満たしている必要があります。

契約を締結しようとする日から過去 2 年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）又はそれらの外郭団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添 2】参照

- ※ 契約保証金免除申請の承認には、事業団による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、事業団において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当部署等に申請してください。
- ※ 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すと同時に、指名停止措置等を行うことがあります。
- ※ 本書は契約保証金の納付等について一般的な事項を記載したものです。本書と個別の入札公告等に相違がある場合は、個別の入札公告等が優先します。

契約保証金免除申請書【委託を除く契約】

令和 年 月 日

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団理事長 様

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名
（押印不要）

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。
なお、本申請に係る契約保証金の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

記

○ 次のとおり、国、地方公共団体又はそれらの外郭団体の契約履行実績を有すること。

契約の相手方	契 約 名	契約金額（円）	契約期間	契約担当部署
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	

- ※ 種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去2年以内に2件以上あることを要すこと。
- ※ 契約書の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。）を添付すること。

○ 契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

(1) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、履行期間が12か月以上の複数年契約

- ① 契約を締結した状態にあること。(契約締結日は属していなくてもよい。)
- ② 履行期間(※1)が12か月以上属していること。(契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。)(※2)

(※1) 契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。(契約期間から履行前期間を除いた期間。)

(※2) 契約を締結しようとする日までに12か月以上の履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付(又は契約規則第31条各号(3号を除く。))による契約保証金の納付の免除)を要すること。

(2) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、上記(1)を除く契約

- ① 契約締結日が属していること。
 - ② 契約期間又は履行期間(※1)がすべて属していること。(※2)
- (※1) 契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。(契約期間から履行前期間を除いた期間。)
- (※2) 契約を締結しようとする日までにすべての履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付(又は当事業団会計規則第15条各号(3号を除く。))による契約保証金の納付の免除)を要すること。

(注1)「国、地方公共団体又はそれらの外郭団体」について

国(独立行政法人を含む。)、地方公共団体(地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。))又はそれらの外郭団体とします。

(注2)「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○「種類をほぼ同じくする」とは

物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条(資格の決定等)に係る別表第2中の登録種目と同名又は同種のものとします。

○「規模をほぼ同じくする」とは

契約額(単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。)の100分の70以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとします。

契約方法による区分

			実績の対象とする契約		
			上記(1)の契約		上記(2)の契約
			契約額が総額又は単価表示	契約額が月額表示	
締結しようとする契約	複数年契約	契約が総額又は単価表示	実績の対象とする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額)の100分の70以上であること。
		契約額が月額表示	実績の対象とする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額の100分の70以上であること。
	その他の契約		実績の対象とする契約の契約額(※)(複数年契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額)が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数(複数年契約の場合は、12か月)を乗じて得た額が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額(※)が、締結しようとする契約の契約額(※)の100分の70以上であること。

※ 単価契約については、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。

契約履行実績の対象となる契約（例）

参 考



